

# R8年度 企業向け 見附市制度融資のご案内

見附市では、市内中小企業者の経営の安定化や財務の健全化に向けて、各種の制度融資・信用保証料補給・利子補給を実施しております。ぜひ、ご活用ください。

## 制度融資・信用保証料補給のご利用にあたって

- 見附市制度融資では、市と金融機関が協調して貸付を行っています。以下の市内金融機関を通じてお申込みください。  
【取扱金融機関】  
第四北越銀行見附・今町・見附中央・今町中央支店  
大光銀行見附支店、新潟縣信用組合見附・今町支店、長岡信用金庫見附支店  
はばたき信用組合今町支店、三条信用金庫見附支店、えちご中越農協見附東支店
- 次の方は、制度融資・信用保証料補給をご利用できません。
  - ・金融機関から取引停止処分を受けている方
  - ・信用保証協会の行った代位弁済に対する債務の履行が終わらない方
  - ・市税を滞納している方
  - ・設備投資の場合、対象設備の設置がすでに完了している方
  - ・その他市長が適当でないと認めた方
- 制度融資・信用保証料補給の実行に際し、見附市地域経済課が申込人様の個人情報の提供を受けること、また、申込人様の個人情報を市役所外部の関係機関（新潟県信用保証協会・取扱金融機関等）に提供することが必要です。そのため、制度融資・信用保証料補給の申請時に、「個人（法人）情報に関する同意書」をご提出ください。
- 金融機関の審査を経たのち、市に申込書が到着してから納税の照会等の審査が必要のため、融資の決定までに4～5営業日ほど要します。
- 保証料補助を目的とした融資の分割はできません。

### 【お問い合わせ】 見附市地域経済課

住 所：見附市昭和町2-1-1

電 話：0258-62-1700（内線231）

FAX：0258-63-5775

# 事業拡大・企業進出に関する融資

## 1. 見附市地方産業育成資金

中小商工業の成長、発展を後押しします

融資対象者：市内に住所もしくは事業所があり、現在事業を営んでいる方、企業（風俗営業・娯楽業・医療業を除く。）

資金使途：運転資金、設備資金

貸付限度額：1,000万円

利率：2.1%（信用保証協会付で責任共有外）  
2.3%（信用保証協会付で責任共有）  
2.6%（保証無）

返済期間：運転資金5年以内（据置6ヶ月以内）

設備資金7年以内（据置6ヶ月以内）

必要書類：申込書（設備資金の場合は別途設備の見積書の写しも必要です。）

※融資額合計が限度額になるまで借増が可能です。

## 2. 見附市中小企業振興資金

事業拡大、設備投資をしたいとき

融資対象者：市内に6ヵ月以上住んでいて、市内に事業所または店舗がある方、企業。

資金使途：運転資金、設備資金

貸付限度額：500万円

利率：2.9%

返済期間：5年以内

必要書類：申込書（設備資金の場合は別途設備の見積書の写しも必要です。）

※融資額合計が限度額になるまで借増が可能です。

※融資額に応じて信用保証料の補給が行われます。

## 3. 見附市工場建設資金

新たに見附市に工場建設、増設を行うとき

融資対象者：工場建設費用（土地を除く固定資産取得に係るもの）が2500万円を超え、従業員が増加（新設：10人以上、増設：5人以上）する企業（見附市奨励企業の指定を受けた方）。

資金使途：土地建物取得に要する資金

貸付限度額：1億円（対象資金の60%以内）

利率：2.5%

返済期間：10年以内（据置1年以内）

必要書類：申込書、事業計画書、直近3期分の決算書、残高試算表  
登記簿謄本の写し、奨励工場指定通知書の写し

## 4.見附市小企業特別融資

### 小企業者の方向けの小口融資です

融資対象者：市内で2年以上事業を営んでおり、常時雇用従業員数が商業・サービス業で2人以下、製造業で5人以下の小企業者。

資金用途：運転資金、設備資金

貸付限度額：50万円

利率：2.8%

返済期間：2年以内

必要書類：申込書、営業証明書、(設備資金の場合は設備の見積書の写しも必要です。)

※融資額合計が限度額になるまで借増が可能です。

※無担保・無保証人

## 経営改善・安定化に関する融資

### 1.見附市不況対策緊急融資資金

#### 経営安定化のために運転資金が必要なとき

融資対象者：市内で1年以上の営業経歴を有する中小企業者で、最近3ヵ月間の売上(生産)高が前年または前々年同期比で5%以上減少している者または破綻金融機関等と金融取引を行っていたため、資金調達に困難をきたしている者。(風俗関連業種、娯楽業、医療業を除く)。

資金用途：運転資金

貸付限度額：1,500万円

利率：2.3%(信用保証協会の保証が付かない場合は2.8%)

返済期間：9年以内(据置2年以内)

必要書類：申込書、直近2期分の決算書、残高証明書

※融資額に応じて信用保証料の補助が行われます。

※借換、また融資残高に応じて限度額までの借増が可能です。

### 2.見附市不況対策小企業特別融資資金

#### 小企業者の経営改善のための小口融資です

融資対象者：市内で2年以上事業を営んでおり、常時雇用従業員数が商業・サービス業で2人以下、製造業で5人以下の小企業者で最近3ヵ月間の売上高が前年または前々年同期比で15%以上減少しているもの。

資金用途：運転資金

貸付限度額：50万円

利率：2.8%

返済期間：3年以内

必要書類：申込書、営業証明書

※融資額合計が限度額になるまで借増が可能です。

※無担保・無保証人

## 信用保証料補給

中小企業者は、金融機関から資金を借入れる際、新潟県信用保証協会がその保証人となり、信用力を補完する信用保証制度を利用することができます。見附市では、その制度を利用するために必要な信用保証料を下表のとおり補給します。

保証対象融資制度	貸付融資額	保証料補給率
見附市中小企業振興資金	300万円以下	100%
	300万円超 500万円以下	80%
見附市不況対策緊急融資資金	300万円以下	100%
	300万円超 500万円以下	80%
	500万円超 1,000万円以下	50%
	1,000万円超 1,500万円以下	25%
新潟県小規模企業支援資金 (小口零細企業保証制度要件)	300万円以下	100%
	300万円超 500万円以下	80%
	500万円超 1,000万円以下	50%
	1,000万円超 2,000万円以下	25%
新潟県中小企業創業等支援資金 (創業枠・一般要件、 創業枠・スタートアップ創出促進保証制度要件)	300万円以下	100%
	300万円超 500万円以下	80%
	500万円超 1,000万円以下	50%
	1,000万円超 3,500万円以下	25%

※新潟県制度融資（「新潟県小規模企業支援資金」・「新潟県中小企業創業支援資金」）の信用保証料補給を受けるには、市へ申請書の提出が必要です。また、同融資に残高がある場合、残高証明書も添付（提出）して下さい。